

証券コード 3423
2020年6月10日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
株式会社 エ ス イ ー
代表取締役社長 宮 原 一 郎

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症にかかる昨今の状況を踏まえ、本総会につきましては、極力、書面による議決権行使をご検討下さい。書面による議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京 27階「エクセレンス」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第39期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第39期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役の補欠者2名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.se-corp.com>）に掲載させていただきます。

法令および当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知に提供すべき書面のうち次に掲げる事項を当社ウェブサイト（アドレス <http://www.se-corp.com>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載していません。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本提供書面記載のもののほか、上記「連結注記表」および「個別注記表」も含まれております。

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症予防および拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下の通りとさせていただきます。

何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

1. 報告事項ならびに決議事項につきましては例年より簡便化したご説明での開催となります。
2. 株主総会後の株主懇談会につきましても簡便化したご説明での開催となります。
3. 株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できない場合がございます。
4. 議場にご来場の株主様におかれましては、他の株主様への影響をご配慮いただき、マスクの着用をお願い致します。
5. 株主総会に出席する取締役、監査役、および運営メンバーはマスクを着用して対応させていただきます。
6. 本年よりお土産のご用意はございません。
7. 新型コロナウイルス感染症にかかる昨今の状況を踏まえ、ご来場なさらずとも議決権を行使いただけるよう、極力、書面による議決権行使をご利用ください。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦や消費税増税などの不安定要因を抱えつつも、企業収益の底堅い推移や雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が見られましたが、2020年3月以降新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、極めて厳しい状況に変わりました。

このような経営環境のもと当社グループでは、国内建設市場においては、建設資材としての各種ケーブル製品の販売とそれに付随するエンジニアリングサービスを提供しております。海外建設市場においては、海外向け建設資材販売の強化を図っており、また、建設コンサルタント事業として、アフリカのフランス語圏を中心とした特長あるコンサルタント事業を展開しております。

中・長期的には公共投資が縮減傾向となるなかで、公共事業への依存低減を図るべく、建築市場での民間需要向け資材販売事業へ参入し、さらには、公共・民間両市場をターゲットとした鉄鋼製品および鉄骨工事ならびにE S CONを始めとするコンクリート製品の販売にも活動領域を拡げております。

また、国土を支える道路・橋梁・トンネル・ダム・港湾などの社会インフラ設備の老朽化に対応した補修・補強工事業に進出し、さらには、エスイーグループ全体としての戦略的M&Aの推進によるグループ相乗効果を発揮することにより、中・長期的な売上、利益確保に取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度の売上高は、建設用資機材の製造・販売事業のケーブル製品分野における災害復旧、橋梁耐震の進捗及び海外向け大型案件等の製品納入が好調であったことにより、売上高228億39百万円（前期比1.9%増）と増収となりました。

利益面では、建設用資機材の増収効果及び鉄骨工事分野の採算改善による利益増加がありましたが、建設コンサルタント事業における減収及び補修・補強工事業における台風・豪雨災害による工事遅延に伴う追加費用の発生などにより利益が減少した結果、営業利益10億64百万円（前期比4.9%減）、経常利益10億63百万円（前期比1.5%減）となりました。また、ベトナム・バックダン橋事業運営会社株式の評価損を特別損失として計上した結果、親

会社株主に帰属する当期純利益 2 億70百万円（前期比61.4%減）となりました。

当社グループの報告セグメントの状況は次のとおりであります。

a. 建設用資機材の製造・販売事業

この事業では、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」への対応が進められている中、日本各地で発生が相次いだ地震・豪雨災害などの対策工事が進められております。そのようななか、ケーブル製品分野において、『グラウンドアンカーケーブル』の漁港耐震工事での販売、鉄鋼製品分野の『KIT受圧板』で豪雨災害対策工事を中心とした販売、海外物件等での『外ケーブル』や国内の橋梁耐震補強製品の販売が好調に推移しました。

この結果、この事業の売上高は108億3百万円（前期比12.6%増）、営業利益8億34百万円（前期比12.9%増）となりました。

b. 建築用資材の製造・販売事業

この事業では、セパレーター・吊りボルト等を中心とした建築金物分野において、首都圏市場では大型の都心再開発工事等は継続しておりますが、東京オリンピック・パラリンピック関連工事については終了したこともあり、売上はほぼ前年並みとなりました。鉄骨工事分野においては、利益確保を重視した受注活動により、減収増益となりました。

この結果、この事業の売上高は92億23百万円（前期比6.8%減）、営業利益4億33百万円（前期比48.9%増）となりました。

c. 建設コンサルタント事業

この事業では、フランス語圏での強みを生かして、アジア・アフリカ圏をはじめとする各国での道路・橋梁建設や公共性の高い設備機材整備、環境改善等についてのコンサルタント事業を展開しております。

当連結会計年度におきましては、政府開発援助の無償資金協力案件の減少による市場環境の悪化により売上高は低調に推移しました。

この結果、この事業の売上高は6億20百万円（前期比29.1%減）、営業損失は22百万円（前期は1億84百万円の営業利益）となりました。

d. 補修・補強工事業

この事業では、社会インフラ老朽化対策における橋梁、トンネルの補修・補強工事を推し進めております。「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に加え、中長期の視点で国土強靱化対策に充てる公

共事業予算を安定的、持続的に確保する閣議決定がなされたこともあり、受注環境は引続き良好に推移していくものと思われま。当連結会計年度においては、良好な受注環境により増収となりましたが、利益面では、元請工事の工期確保に伴う人員増員による工事原価の増加および二度にわたる豪雨災害による工事中断に伴う待機費用等の原価増加により減益となりました。

この結果、この事業の売上高は21億91百万円（前期比7.1%増）、営業利益2億円（前期比14.7%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は11億47百万円ですが、その主要なものは、A & K ホンシュウ株式会社の新工場の完成と、エスイー鉄建株式会社の工場設備の増設により増加した資産であります。

③ 資金調達の状況

<借入金>

借入額 10億90百万円

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第36期 2017年3月期	第37期 2018年3月期	第38期 2019年3月期	第39期 (当連結会計年度) 2020年3月期
売上高	17,742,097	20,197,153	22,412,725	22,839,221
経常利益	679,196	1,051,563	1,079,020	1,063,277
親会社株主に帰属する 当期純利益	429,378	680,307	699,783	270,317
1株当たり当期純利益(円)	14.36	22.75	23.40	9.04
総資産	21,633,038	22,525,808	23,093,118	22,031,041
純資産	7,781,283	8,345,461	8,712,636	8,326,395
1株当たり純資産額(円)	259.74	278.43	289.98	277.14

- (注) 1. 当社は、2018年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。これに伴い、第36期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
3. 2018年3月期の総資産は、税効果会計の改正による修正を行っております。

第36期は、政府による経済政策を背景に雇用・所得環境の改善など、全体として緩やかな回復基調が継続いたしましたが、世界経済は、米国新政権

の政策動向や東アジア情勢の緊張の高まり等、先行きは不透明な状況が続きました。このような経営環境のもと当社グループでは、建設業界の長期的視野での公共投資の減少による市場規模の縮小等の困難な問題に対処すべく、中・長期的な安定収益の確保と経営基盤の強化を図る取り組みを行い、売上高177億42百万円（前期比9.0%減）、営業利益6億56百万円（前期比28.0%増）、経常利益6億79百万円（前期比23.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益4億29百万円（前期比19.9%増）となりました。

第37期は、企業収益や雇用・所得環境の改善などにより緩やかな回復基調で推移いたしましたが、原材料価格の高騰や人材不足の影響に伴う生産・物流コストの上昇が懸念されるなど、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような経営環境のもと当社グループでは、市場ニーズに呼応した製品販売やエンジニアリングサービスを提供しつつ、エスイーグループ全体としての戦略的M&Aの推進によるグループ相乗効果を発揮することにより、中・長期的な売上、利益確保の取り組みを行い、売上高201億97百万円（前期比13.8%増）、営業利益9億54百万円（前期比45.4%増）、経常利益10億51百万円（前期比54.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益6億80百万円（前期比58.4%増）となりました。

第38期は、企業収益や雇用・所得環境の改善などを背景に緩やかな回復基調で推移いたしましたが、海外では米中貿易摩擦の問題や世界経済の減速への懸念もあり、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような経営環境のもと、ケーブル製品分野における災害復旧工事や補強工事に使用されるケーブル製品の納入が好調であったことやコンクリート製品分野の売上が寄与し、また、建設コンサルタント事業における設計業務収入が好調に推移したことなどから、売上高224億12百万円（前期比11.0%増）、営業利益11億20百万円（前期比17.4%増）、経常利益10億79百万円（前期比2.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益6億99百万円（前期比2.9%増）となりました。

第39期（当連結会計年度）につきましては、前記(1)「当事業年度の事業の状況」に記載のとおりであります。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な業務内容
株式会社アンジェロセック	100,000千円	85.0%	建設コンサルタント事業
A & K ホンシュウ株式会社	90,000千円	100.0%	建築用資材の製造・販売事業 建設用資機材の製造・販売事業
エスイーリペア株式会社	30,000千円	100.0%	補修・補強工事業
エスイー鉄建株式会社	20,000千円	100.0%	建設用資機材の製造・販売事業 建築用資材の製造・販売事業

(注) 上記の重要な子会社4社は、当社の連結子会社であります。

(4) 対処すべき課題

建設業界におきましては、長期的視野での公共投資の減少により、年々市場規模の縮小と価格競争の激化が進んでおり、経営環境はますます厳しくなっております。

このような環境のなか、当社グループは以下の課題に取り組み、中・長期的な安定収益の確保と経営基盤の強化を目指します。

- ① 総合的エンジニアリンググループの確立
 - ◆国内・海外市場での設計・施工指導
 - ◆世界的技術レベルの斜材新架設技術による施工エンジニアリング分野の拡充と大型プロジェクトの確保
- ② 技術開発型企业への積極的な取り組み
 - ◆超高強度合成繊維補強コンクリート「ESCON」の拡販と用途開発の継続
 - ◆製品の新たな用途開発による市場規模の拡大
- ③ 海外への新たな事業展開
 - ◆連結子会社『株式会社アンジェロセック』による海外市場での業容拡大
 - ◆海外建設市場への積極的な取り組み（新規プロジェクト創出と具体化推進）
 - ◆仏国『アンジェロップ社』および韓国『株式会社コリアエスイー』、ベトナムの非連結子会社『有限会社日越建設コンサルタント（VJEC）』ならびに台湾『九春工業』との連携による競争力強化
- ④ 補修・補強市場拡大への対応強化
 - ◆橋梁・トンネル等構造物の補修・補強市場への取り組み強化
- ⑤ 新エネルギーの開発と発電事業への展開
 - ◆CO₂・放射線の発生しないエネルギー発電の研究開発と実用化への取り組み
- ⑥ 戦略的M&Aの推進
 - ◆M&Aによる事業拡大ならびに経営基盤の強化
- ⑦ 既存事業の安定成長

- ◆コスト削減による市場競争力の向上
- ◆グループシナジー強化のため、人材流動化の推進

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

セグメント	区 分	主 な 事 業 内 容 ・ 製 品 等
建設用資機材の製造・販売事業	ケーブル製品分野	「アンカー」「落橋防止装置」「PC用ケーブル」「外ケーブル」「斜材」「控索」等のケーブル製品（付属品）の製造・販売 建設用機材のレンタル
	鉄鋼製品分野等	「KIT受圧板」「変位制限装置」等の製造・販売 建設商材の販売
	コンクリート製品分野	コンクリート二次製品の製造・販売 E S C O N材料、二次製品の製造・販売
建築用資材の製造・販売事業	建築金物分野	「セパレーター」・「吊りボルト」等の建築用資材の製造・販売
	鉄骨工事分野	鉄骨工事および建築部材・建築耐震金物等の製造・販売
建設コンサルタント事業	—	国内建設コンサルタント事業、海外での建設コンサルタントサービス
補修・補強工事業	—	補修・補強工事 (橋梁構造物・トンネル等)の施工および点検・調査業務

(6) 主要な営業所および工場（2020年3月31日現在）

① 当社

- 本 社 : 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
新宿アイランドタワー
- 支 店 : 九州支店（福岡県福岡市） 大阪支店（大阪府大阪市）
名古屋支店（愛知県名古屋市） 東北支店（宮城県仙台市）
- 営業所 : 中国営業所（広島県広島市） 四国営業所（香川県高松市）
北陸営業所（新潟県新潟市） 北海道営業所（北海道札幌市）
- 工 場 : 山口工場（山口県山口市） 宇部工場（山口県宇部市）
- 試験研究所 : 厚木研究所（神奈川県厚木市）

② 子会社

- 株式会社アンジェロセック : 本 社 東京都新宿区
- A & K ホンシュウ株式会社 : 本 社 福島県須賀川市
- 支 店 福島県須賀川市
埼玉県白岡市

	営業所	宮城県仙台市 福島県郡山市 福島県岩瀬郡鏡石町 千葉県千葉市 神奈川県厚木市 茨城県水戸市
	工場	福島県須賀川市 福島県岩瀬郡天栄村 埼玉県白岡市
エスイーリペア株式会社	: 本社	福岡県福岡市
	営業所	大阪府大阪市 佐賀県鳥栖市 長崎県諫早市 熊本県熊本市 宮崎県宮崎市 鹿児島県鹿児島市
エスイー鉄建株式会社	: 本社	鳥取県西伯郡日吉津村
	事業所	愛知県海部郡飛島村 鳥取県西伯郡日吉津村 新潟県上越市 東京都江東区
	工場	愛知県刈谷市 愛知県海部郡飛島村 鳥取県西伯郡日吉津村 新潟県上越市 東京都江東区

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
526名 (81名)	28名増 (5名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

なお、使用人数には、当社の取締役でない執行役員5名を含めております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
187名 (11名)	21名増 (3名増)	42.3歳	12年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

なお、使用人数には、取締役でない執行役員5名を含めております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	1,247,800
株式会社三菱UFJ銀行	1,135,012
株式会社日本政策金融公庫	967,640
株式会社みずほ銀行	625,000
株式会社十六銀行	377,046
株式会社東邦銀行	339,722

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 54,800,000株
- ② 発行済株式の総数 31,256,600株(うち自己株式1,348,528株)
- ③ 株主数 4,885名
- ④ 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
有 限 会 社 エ ヌ セ ッ ク	10,810,000	36.1
大 津 哲 夫	980,000	3.2
岡 本 哲 也	970,000	3.2
高 橋 謙 雄	670,000	2.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	663,800	2.2
株 式 会 社 麻 生	533,000	1.7
鈴 木 昭 好	519,800	1.7
竹 島 征 男	390,000	1.3
佐 藤 広 幸	360,000	1.2
株 式 会 社 横 浜 銀 行	300,000	1.0

(注) 持株比率は、自己株式（1,348,528株）を控除して、計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 執行役員会長	森 元 峯 夫	エスイーグループCEO 株式会社アンジェロセック代表取締役CEO (最高経営責任者)
代表取締役社長 執行役員社長	宮 原 一 郎	COO
取 締 役 執行役員副社長	岡 本 哲 也	営業本部長
取 締 役 執行役員	申 田 信 行	A & K ホンシュウ株式会社代表取締役社長
取 締 役 執行役員	杉 山 浩 之	PR・IR担当 有限会社日越建設コンサルタント代表取締役社長
取 締 役 執行役員	滝 沢 力	厚木研究所所長
取 締 役 執行役員	野 島 久 弘	管理本部長 兼同総務部長
取 締 役	岡 俊 明	一般社団法人日本営業科学協会代表理事 一般社団法人日本オリーブ協会理事 ハルナビバレッジ株式会社社外取締役
取 締 役	平 野 尚 也	フィールドコンサルティンググループ株式会社代表取締役社長 株式会社MPG取締役 特定非営利活動法人ITコーディネータ協会理事
常 勤 監 査 役	鈴 木 章 二	
監 査 役	菅 澤 喜 男	全国中小企業団体中央会・組合等情報ネットワークシステム等開発事業委員
監 査 役	寺 石 雅 英	国立大学法人群馬大学名誉教授 大妻女子大学キャリア教育センター教授 株式会社カーブスホールディングス社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち岡俊明氏および平野尚也氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち菅澤喜男氏および寺石雅英氏は、社外監査役であります。また、当社は、監査役菅澤喜男氏および寺石雅英氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
3. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
2019年6月27日をもって、代表取締役社長執行役員社長大津哲夫氏、取締役専務執行役員塚田正春氏、取締役執行役員市川真佐史氏、取締役梶山芳孝氏は退任いたしました。

② 取締役および監査役の報酬等

a. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	支給額 (千円)
取 締 役 (うち社外取締役)	13 (3)	253,949 (14,000)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	20,775 (7,125)
合 計	16	274,725

- (注) 1. 上記には、2019年6月27日をもって退任した取締役4名（うち社外取締役1名）を含みます。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第34期定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）ただし、使用人分給与は含まず、役員賞与を含む。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2013年6月27日開催の第32期定時株主総会において年額40百万円以内（ただし、役員賞与を含む。）と決議いただいております。
5. 支給額には、役員退職慰労引当金の当事業年度増加額（取締役25,410千円、監査役1,200千円（うち社外取締役、社外監査役は該当なし。））が含まれております。

b. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2019年6月27日開催の第38期定時株主総会の決議に基づき、2018年6月30日付で退任した役員ならびに第38期定時株主総会をもって退任した役員に対し支払った役員退職慰労金は以下の通りであります。
取締役 4名 169,000千円（うち社外取締役は該当なし。）

（金額には、上記a.および過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、取締役4名、121,300千円が含まれております。）

③ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の社外役員等の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役岡俊明氏は一般社団法人日本営業科学協会の代表理事であります。当社は、一般社団法人日本営業科学協会との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役岡俊明氏は一般社団法人日本オリーブ協会の理事であります。当社は、一般社団法人日本オリーブ協会との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役岡俊明氏はハルナビバレッジ株式会社の社外取締役であります。当社は、ハルナビバレッジ株式会社との間には特別な関係はありません。

- ・ 社外取締役平野尚也氏はフィールドコンサルティンググループ株式会社の代表取締役社長であります。当社は、フィールドコンサルティンググループ株式会社との間には特別な関係はありません。
- ・ 社外取締役平野尚也氏は株式会社MPGの取締役であります。当社は、株式会社MPGとの間には特別な関係はありません。
- ・ 社外取締役平野尚也氏は特定非営利活動法人ITコーディネータ協会の理事であります。当社は、特定非営利活動法人ITコーディネータ協会との間には特別な関係はありません。
- ・ 社外監査役菅澤喜男氏は全国中小企業団体中央会・組合等情報ネットワークシステム等開発事業委員であります。当社は、全国中小企業団体中央会との間には特別な関係はありません。
- ・ 社外監査役寺石雅英氏は大妻女子大学キャリア教育センターの教授であります。当社は、大妻女子大学キャリア教育センターとの間には特別な関係はありません。
- ・ 社外監査役寺石雅英氏は株式会社カーブスホールディングスの社外取締役であります。当社は、株式会社カーブスホールディングスとの間には特別な関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

- ・ 当事業年度における取締役会および監査役会での活動状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 岡 俊 明	15回	88%	-	-
取締役 平 野 尚 也	13回	100%	-	-
監査役 菅 澤 喜 男	17回	100%	12回	100%
監査役 寺 石 雅 英	15回	88%	12回	100%

(注) 取締役平野尚也は2019年6月27日就任の為13回開催された取締役会に出席しております。

- ・ 取締役会および監査役会における発言の状況

取締役岡俊明、取締役平野尚也、監査役菅澤喜男、監査役寺石雅英の4氏は取締役会においては必要に応じ取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

監査役菅澤喜男、監査役寺石雅英の両氏は監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約

を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役および各社外監査役ともに法令が規定する最低責任限度額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称 四谷監査法人

② 報酬等の額

(単位：千円)

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,800
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬の見積算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役においては、取締役会規則に決議事項および付議基準を整備し、会社の業務執行についての重要事項を取締役会において決定する。また、取締役は、職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督するものとする。
 - b. 使用人については、社内諸規程の規定に基づく職務権限および意思決定のルールに従い、適正に職務の執行が行われる体制をとるものとする。
 - c. コンプライアンス体制の整備および運用については、「統合リスクマネジメント委員会」のなかで検討する。取締役および使用人に対して日常的なコンプライアンスの遵守のみならず、倫理や行動規範を含めた社会規範全体に範囲を拡大するとともに、問題点の把握に努め、当該問題の是正措置および再発防止措置を講じるものとする。
 - d. 「内部通報制度」をより利用しやすくするために、すべてのステークホルダーに対し、当該制度の趣旨を周知徹底する。内部通報制度を有効に機能させるために、通報者を保護する仕組みを整備し、匿名による通報も可能とした。
 - e. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - a. 取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令ならびに社内規程に基づき適切に保存、管理を行うものとする。
 - b. 取締役および使用人の業務上の情報管理については、「統合リスクマネジメント委員会」のなかで検討し、情報セキュリティに関連する規程を整備するとともに、当社グループの情報セキュリティポリシーを共通化し、横断的に推進する。

- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、品質、環境、法務、労働衛生、債権、経理・財務、情報セキュリティ、倫理・コンプライアンス等当社およびグループ各社に点在する各種リスクを一元的に管理する「統合リスクマネジメント委員会」のなかで検討し、内在するリスクを把握・分析・評価したうえで事業継続計画（Business Continuity Plan）を策定し、グループ全体として適切な対策を実施する。
- ④ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等の制定をグループごとに行うものとする。
 - b. 合理的な経営方針の策定および全社的な重要事項について検討および意思決定する重要な社内会議等を有効に活用するものとする。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- a. 当社の子会社の経営管理については、関係会社管理規程および関連するグループ規程等に基づく報告のもとその業務遂行状況を把握し、管理を行うものとする。
 - b. 内部通報制度に関しては子会社を含めたグループ全体として運用するものとする。
 - c. 内部監査室は関係会社管理規程および関連するグループ規程等の運用状況における監査から、関係会社の内部統制の有効性と妥当性を確認するものとする。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、これを置くものとする。その人事等については、取締役会と監査役会が事前に協議のうえ決定するものとし、独立性を確保する。
- ⑦ 当社の監査役の補助使用人の当社取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の補助使用人は取締役の指揮命令に服さないものとし、その補助使用人に対する人事考課については監査役会が行う。また、これらの者の

人事異動、懲戒処分については監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定するものとする。また、当該使用人は専ら監査役の指示に従って、その監査職務の補助を行うものとする。

- ⑧ 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- a. 取締役および使用人やグループ各社の監査役は、当社の監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとする。
- b. 取締役および使用人やグループ各社の監査役は、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社ならびに当社の子会社は、内部通報制度の利用を含む監査役への報告を行ったグループ全社の取締役、使用人に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。
- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をした場合は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。通常の見査費用以外に、緊急の見査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は事前に通知するものとする。

- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、会計監査人の選任・解任について次の権限を有するものとする。
 - ・ 会計監査人の選任・解任・再任しないことに関する株主総会の議案内容の決定。
 - ・ 監査法人の選任・解任に関する取締役会の議案内容の決定。
 - b. 監査役は会計監査人を監督し、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画については監査役が事前に報告を受けるとする。また、会計監査人の報酬および会計監査人に依頼する非監査業務については監査役の同意を必要とするものとする。
- ⑫ 財務報告に係る内部統制の整備および運用に関する体制
- a. 当社グループは、内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行い、継続的改善に努めるものとする。
 - b. 取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備および運用に対して監督責任を有し、その整備状況および運用状況を監視する。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
- a. 当社および子会社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求には毅然とした姿勢で対応する。
 - b. 反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応は総務担当部門とし、社内各部署長ならびに警察、弁護士等の専門機関と緊密に連携し組織的に対応する。
- ⑭ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備および運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な、内部統制システム運用に努めております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	14,365,936	流 動 負 債	8,981,722
現金及び預金	3,433,500	支払手形及び買掛金	4,348,456
受取手形及び売掛金	6,665,643	電子記録債務	1,318,521
電子記録債権	1,600,698	短期借入金	310,522
商品及び製品	554,175	1年内返済予定の長期借入金	1,361,241
仕掛品	668,710	1年内償還予定の社債	177,000
原材料及び貯蔵品	1,293,291	未払法人税等	273,292
その他	178,691	賞与引当金	132,434
貸倒引当金	△28,773	その他	1,060,255
固 定 資 産	7,665,104	固 定 負 債	4,722,923
有形固定資産	5,935,623	社 債	188,000
建物及び構築物	1,973,725	長期借入金	3,082,157
機械装置及び運搬具	768,758	役員退職慰労引当金	528,420
工具器具及び備品	72,506	退職給付に係る負債	417,788
土地	2,788,898	資産除去債務	146,621
リース資産	323,318	リース債務	351,437
建設仮勘定	8,415	その他	8,500
無形固定資産	291,991	負 債 合 計	13,704,646
のれん	217,999	純 資 産 の 部	
その他	73,991	株 主 資 本	8,072,963
投資その他の資産	1,437,490	資 本 金	1,228,057
投資有価証券	644,310	資 本 剰 余 金	991,898
繰延税金資産	526,518	利 益 剰 余 金	6,100,785
その他	290,209	自 己 株 式	△247,777
貸倒引当金	△23,547	その他の包括利益累計額	215,882
		その他有価証券評価差額金	184,574
		退職給付に係る調整累計額	31,307
		非支配株主持分	37,548
		純 資 産 合 計	8,326,395
資 産 合 計	22,031,041	負 債 及 び 純 資 産 合 計	22,031,041

連結損益計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		22,839,221
売上原価		17,001,302
売上総利益		5,837,918
販売費及び一般管理費		4,773,128
営業利益		1,064,790
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,782	
受取手数料	10,466	
受取家賃	8,905	
貸倒引当金戻入額	187	
受取保険金	34,089	
その他	43,722	103,152
営業外費用		
支払利息	34,692	
売上割引	19,128	
為替差損	3,434	
寄付金	3,745	
持分法による投資損失	37,279	
その他	6,384	104,665
経常利益		1,063,277
特別利益		
固定資産売却益	2,299	2,299
特別損失		
固定資産売却損	4,041	
固定資産除却損	603	
投資有価証券売却損	18,735	
投資有価証券評価損	419,115	
役員退職慰労金	47,700	
災害による損失	3,269	493,464
税金等調整前当期純利益		572,113
法人税、住民税及び事業税	449,311	
法人税等調整額	△145,078	304,232
当期純利益		267,880
非支配株主に帰属する当期純損失		△2,436
親会社株主に帰属する当期純利益		270,317

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,228,057	991,898	6,633,655	△247,777	8,605,833
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△299,080		△299,080
親会社株主に帰属する当期純利益			270,317		270,317
持分法の適用範囲の変動			△504,106		△504,106
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	△532,870	－	△532,870
当連結会計年度末残高	1,228,057	991,898	6,100,785	△247,777	8,072,963

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額	為替換 算調整	退職給付 に係る調整 累計額	その他の包 括利益累 計額		
当連結会計年度期首残高	29,610	△3,303	40,510	66,817	39,985	8,712,636
当連結会計年度変動額						
剰 余 金 の 配 当						△299,080
親会社株主に帰属する当期純利益						270,317
持分法の適用範囲の変動						△504,106
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	154,964	3,303	△9,202	149,065	△2,436	146,629
当連結会計年度変動額合計	154,964	3,303	△9,202	149,065	△2,436	△386,240
当連結会計年度末残高	184,574	－	31,307	215,882	37,548	8,326,395

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社 エスイー

取締役会 御中

四谷監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 下 條 伸 孝 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐々木 大 作 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスイーの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスイー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意

見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第39期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人四谷監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

株式会社エスイー 監査役会

常勤監査役 鈴木 章 二 ⑩

社外監査役 菅 澤 喜 男 ⑩

社外監査役 寺 石 雅 英 ⑩

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	6,901,992	流動負債	4,502,747
現金及び預金	1,494,118	支払手形	366,465
受取手形	1,005,127	電子記録債務	1,359,135
電子記録債権	1,213,379	買掛金	541,968
売掛金	1,892,488	短期借入金	381,773
商品及び製品	42,870	1年内返済予定の長期借入金	1,061,020
仕掛品	110,845	1年内償還予定の社債	177,000
原材料及び貯蔵品	1,000,392	未払金	90,745
前払費用	38,184	未払法人税等	88,080
未収収益	10	未払費用	34,094
1年内回収予定の長期貸付金	6,000	未払消費税等	73,580
未収入金	97,742	前受金	46
その他の流動資産	3,909	前受収益	346
貸倒引当金	△3,077	預り金	271,699
		賞与引当金	56,790
固定資産	7,217,193	固定負債	3,520,579
有形固定資産	3,250,375	社債	188,000
建築物	829,579	長期借入金	2,379,612
構築物	45,745	リース債務	38,365
機械装置	358,745	長期預り金	5,000
車輛運搬具	2,609	退職給付引当金	362,197
工具器具備品	44,621	役員退職慰労引当金	488,930
土地	1,926,947	資産除去債務	58,473
リース資産	34,401	負債合計	8,023,326
建設仮勘定	7,725	純資産の部	
無形固定資産	59,553	株主資本	5,912,589
電話加入権	7,360	資本金	1,228,057
ソフトウェア	50,943	資本剰余金	995,600
特許権	1,250	資本準備金	995,600
投資その他の資産	3,907,263	利益剰余金	3,936,709
投資有価証券	610,747	利益準備金	114,632
関係会社株式	2,641,606	その他利益剰余金	3,822,077
長期貸付金	50,500	土地圧縮積立金	24,988
長期前払費用	8,528	別途積立金	3,550,000
繰延税金資産	419,869	繰越利益剰余金	247,088
差入保証金	131,477	自己株式	△247,777
保険積立金	29,565	評価・換算差額等	183,269
破産債権等	336	その他有価証券評価差額金	183,269
その他の投資	14,969		
貸倒引当金	△336	純資産合計	6,095,859
資産合計	14,119,185	負債及び純資産合計	14,119,185

損益計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		9,024,118
売上原価		5,774,113
売上総利益		3,250,004
販売費及び一般管理費		2,948,432
営業利益		301,572
営業外収益		
受取利息	2,650	
受取配当金	134,682	
受取手数料	50,253	
生命保険配当金	3,907	
受取家賃	4,200	
雑収入	7,816	203,510
営業外費用		
支払利息	27,856	
社債利息	1,328	
売上割引	9,238	
寄付金	3,625	
為替差損	2,213	
雑損失	2,883	47,145
経常利益		457,937
特別利益		
投資有価証券売却益	188,837	188,837
特別損失		
固定資産除却損	344	
投資有価証券評価損	419,115	
役員退職慰労金	47,700	467,160
税引前当期純利益		179,615
法人税、住民税及び事業税	141,972	
法人税等調整額	△131,306	10,666
当期純利益		168,949

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					利益剰余金 合計		
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利 益 準備金	その他利益剰余金						
					土地圧縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	1,228,057	995,600	995,600	114,632	24,988	3,550,000	377,219	4,066,841	△247,777	6,042,720	
当 期 変 動 額											
剰余金の配当							△299,080	△299,080		△299,080	
当 期 純 利 益							168,949	168,949		168,949	
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）											
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	△130,131	△130,131	-	△130,131	
当 期 末 残 高	1,228,057	995,600	995,600	114,632	24,988	3,550,000	247,088	3,936,709	△247,777	5,912,589	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	27,748	27,748	6,070,469
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△299,080
当 期 純 利 益			168,949
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	155,521	155,521	155,521
当 期 変 動 額 合 計	155,521	155,521	25,389
当 期 末 残 高	183,269	183,269	6,095,859

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社 エスイー

取締役会 御中

四谷監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 下 條 伸 孝 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐々木 大 作 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスイーの2019年4月1日から2020年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ

り、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与える
と合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従っ
て、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心
を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、
重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続
の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十
分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するた
めのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じ
た適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討す
る。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者に
よって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を
評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切である
かどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑
義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められ
るかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認めら
れる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起するこ
と、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合
は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている
。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい
るが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる
可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認
められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記
事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎
となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施
時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要
な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を
行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国におけ
る職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与
えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセ
ーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定によ
り記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社につきましては、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人四谷監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

株式会社エスイー 監査役会

常勤監査役 鈴木 章 二 ⑩

社外監査役 菅 澤 喜 男 ⑩

社外監査役 寺 石 雅 英 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、業績ならびに今後の事業展開に備えた内部留保、安定配当の維持等を総合的に勘案し行うこととしております。

当期の期末配当は、金10円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は299,080,720円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

株主の皆様への安定的な配当の継続を目的とし、別途積立金を取り崩し、以下の通りといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 100,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金 100,000,000円

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了するときまでとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の数
小松真彦 (1974年5月13日生)	1998年4月 当社入社 2015年4月 当社営業統轄本部大阪支店長 2017年6月 当社執行役員営業本部大阪支店長 2018年10月 当社執行役員営業本部副本部長 兼同大阪支店長 2020年4月 当社執行役員営業本部長(現任)	0株

(注) 取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	すずき しょうじ 鈴木 章 二 (1949年10月20日生)	1997年4月 当社営業本部国際事業部次長 2000年4月 当社ソフト事業本部国際部長代理 2001年4月 当社事業統括本部情報企画部国際部長代理 2003年4月 当社社長室長 2005年10月 当社管理本部担当部長 2009年4月 株式会社アンジェロセック監査役 エスイーバイオマステクノ株式会社監査役 朝日興業株式会社(現・A&Kホンシュウ株式会社) 監査役 2009年12月 株式会社キョウエイ(現・A&Kホンシュウ株式会社) 監査役(現任) 2011年6月 当社監査役(現任) 2018年1月 株式会社ホンシュウ(現・A&Kホンシュウ株式会社) 監査役	0株
2	すが さわ よしお 菅 澤 喜 男 (1946年2月15日生)	1985年4月 日本大学生産工学部専任講師 1991年4月 日本大学生産工学部助教授 1994年4月 日本大学生産工学部教授 1994年10月 米国ボストン大学客員研究教授 2000年4月 日本大学大学院グローバルビジネス研究科テクノロジー・マネジメント・コース教授 2004年6月 当社監査役(現任) 2010年4月 日本経済大学経済学部・東京渋谷キャンパス教授 日本経済大学大学院設立準備室室長 2012年4月 日本経済大学経済学部学部長 日本経済大学大学院経営学研究科研究科長 2016年4月 全国中小企業団体中央会・組合等情報ネットワークシステム等開発事業委員(現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	寺石雅英 (1961年7月10日生)	1993年4月 名古屋商科大学商学部助教授 1995年4月 群馬大学社会情報学部助教授 2001年6月 当社監査役(現任) 2002年4月 群馬大学社会情報学部教授 2005年11月 株式会社コシダカ(現・株式会社コシダカホールディングス) 監査役 2011年4月 大妻女子大学キャリア教育センター教授(現任) 2012年4月 群馬大学名誉教授(現任) 2015年11月 株式会社コシダカホールディングス社外取締役 2019年11月 株式会社カーブスホールディングス社外取締役(現任)	0株

- (注)
- 各監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 - 菅澤喜男氏および寺石雅英氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、原案どおり両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
 - 菅澤喜男氏は、当社の監査役に就任後16年が経過しております。
 - 寺石雅英氏は、当社の監査役に就任後19年が経過しております。
 - 菅澤喜男氏および寺石雅英氏を社外監査役候補者とする理由は、現在当社の社外監査役であり、学識者としてその知識・経験をもって監査役の職務を適切に遂行されており、これまでも取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するため豊かな経験から助言および提言をいただいております。また、監査役会においても当社の健全で持続的な成長を可能とする良質な企業統治体制の確立と運用について有益な助言をこれまで以上に当社監査体制に活かしていただきたいためであります。両氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
 - 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、菅澤喜男氏および寺石雅英氏の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、原案どおり両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

第4号議案 監査役の補欠者2名選任の件

本総会開始の時をもって、2018年6月28日開催の第37期定時株主総会において選任いただいた監査役の補欠者2名の選任の効力が失効いたしますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役の補欠者2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、監査役の補欠として就任する補欠者は、金田一広幸氏、久賀泰郎氏とし、金田一広幸氏は社外監査役の補欠者候補、久賀泰郎氏は社内監査役の補欠者候補とします。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。また、両候補者からは、監査役が任期中に退任し、法令に定める監査役の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の承諾を得ております。

監査役の補欠者の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	金田一広幸 (1961年10月29日生)	1984年10月 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ公認会計士共同事務所(現有限責任監査法人トーマツ) 1991年8月 四谷公認会計士共同事務所 1991年11月 公認会計士登録 1997年4月 四谷ビジネスコンサルティング株式会社 1998年7月 臼井康雄税理士事務所 2003年1月 金田一会計事務所 所長(現任)	0株
2	久賀泰郎 (1953年9月8日生)	2001年4月 当社事業統括本部生産事業部山口工場長 2005年6月 当社取締役生産事業部副事業部長兼同山口工場長 2005年10月 当社取締役生産事業部長兼同山口工場長 2006年4月 当社取締役生産本部長兼同山口工場長 2012年4月 当社新製品開発部長 2013年6月 当社執行役員・新製品開発部長 2015年6月 当社取締役執行役員・新製品開発部長 2016年6月 当社顧問(現任)	40,000株

- (注) 1. 監査役の補欠者の両候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 金田一広幸氏は、社外監査役の補欠者として選任するものであります。
3. 金田一広幸氏を社外監査役の補欠の候補者とする理由は、長年の公認会計士として培われた知識を、監査役に就任された場合に、当社監査体制に活かしていただくためであります。同氏は、過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由から職務を適切に遂行していただけるものと判断し、同氏を社外監査役の補欠者として選任をお願いするものであります。
4. 金田一広幸氏の選任が承認され、社外監査役に就任された場合には、同氏と当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額となります。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2015年6月26日開催の第34期定時株主総会において、年額500百万円（うち社外取締役50百万円以内）ただし、使用人分給与は含まず、役員賞与を含む。）以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額80百万円以内と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものと致します。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致したく存じます。

現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案「取締役1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年200,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとし

ます。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の払込期日から当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職する時点の直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間の開始日からその後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前までの期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了又は定年、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了又は定年、死亡その他正当な理由により、役務提供期間が満了する前に上記（1）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの

期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

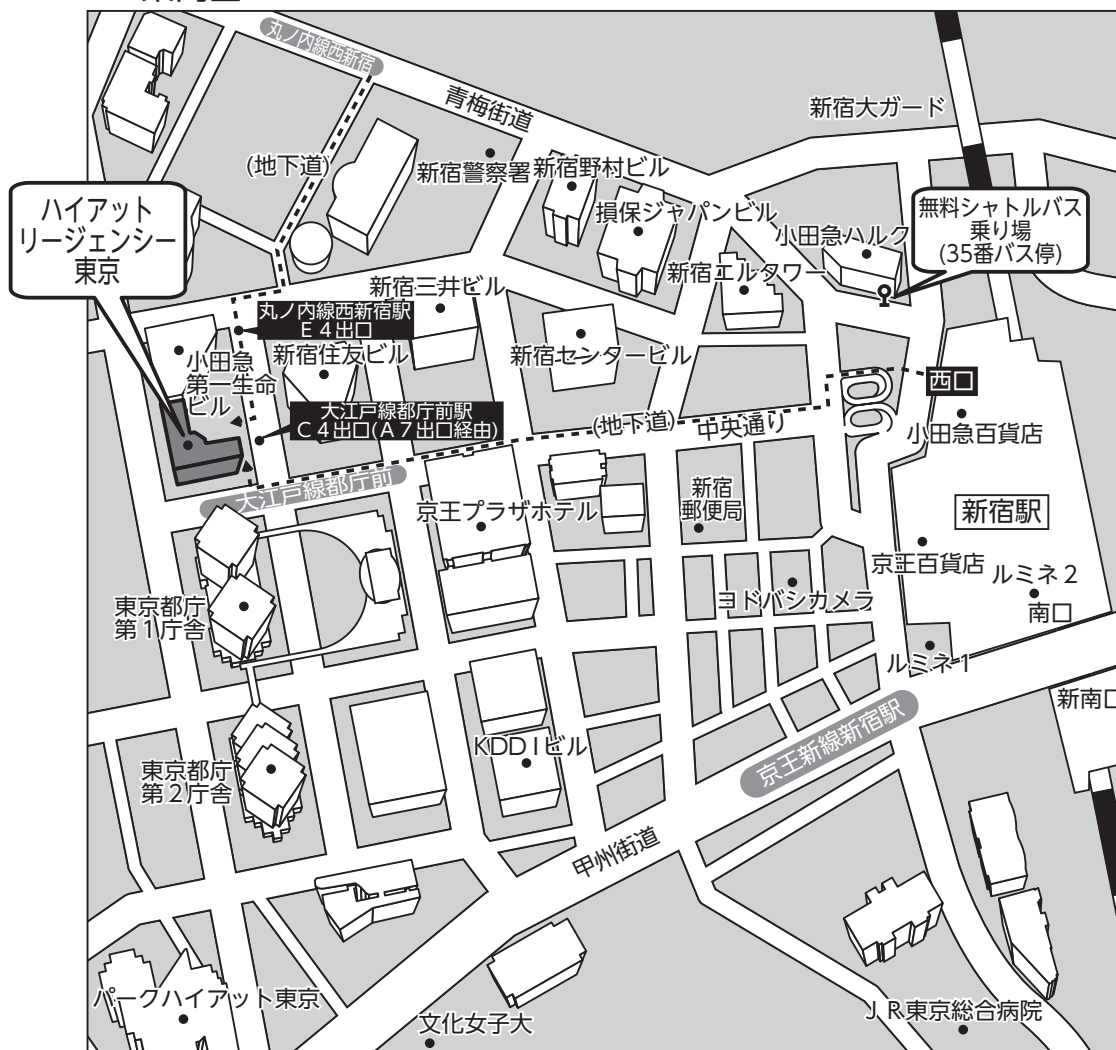
本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

会場…東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京 27階「エクセレンス」
電話番号 03-3348-1234

ご案内図



交通のご案内

- ・地下鉄大江戸線「都庁前駅」C4出口(A7出口より連絡通路経由)
- ・地下鉄丸の内線「西新宿駅」都庁方面地下通路経由 徒歩約6分 C4出口連絡通路直結
- ・J R線他各線「新宿駅」西口より徒歩約9分…都庁方面地下道(動く歩道有)を直進、地上に出てから右手に新宿住友ビルを見て進み、右手会場前の階段を上り正面玄関(2階)から27階にお越しくください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。